九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

韓国における「行政上の公表」制度

田中, 孝男
九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/7329607

出版情報：法政研究. 91 (3), pp.191-214, 2024-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

韓国における「行政上の公表」制度

田　中　孝　男

1　はじめに
2　「公表」に関する議論の状況
3　行政手続法における「違反事実等の公表」規定
4　おわりに

1　はじめに

江口先生、七戸先生には、学務等で大変お世話になりました。筆者の研究は、両先生の研究テーマとは重なりませんが、先生方の退職を記念し、拙稿を献じます。先生方の今後のご健勝とご活躍を祈念します。

韓国では、2022年の行政手続法改正により、「違反事実等の公表」に係る手続規定が整備された(1)。本稿では、韓国における行政上の公表に関する従前の学説判例や、行政手続法の規定内容とその課題等を述べ、今後の日本法整備の一助としたい。

なお、以下においては、「行政上の公表」を単に「公表」ということがある。また、必要に応じ、韓国法の関係事項には［　］を、日本法のそれには〈　〉を付けて、表記をする。

2　「公表」に関する議論の状況

2.1　意義

「行政上の公表」に関する定義は、各論考の目的・対象によって異なってくる。著者が見た限り、それは、①行政による公表の目的や対象をやや限定したものと、

（1）　房東熙［バン・ドンヒ］（著）、田中孝男（訳）「「行政基本法」制定以後の経過と現在」『行政法研究』53号（2023年）330頁を参照。

②いわゆる情報提供的公表も含めた広い意味で用いるものに大別される。本稿では、便宜上、①を狭義的定義、②を広義的定義と称する。

（１）狭義的定義

狭義的定義は、制裁としての、あるいは行政上の義務履行確保・実効性確保手段としての公表を念頭に置くもので、次のようなものがある。

・**「行政主体が行政客体による行政上の違法不当な特定の事項を不特定多数の人に周知することができるようにして、その違法不当な状態の匡正と行政客体における諸般の生活上の保護を目的とする作用」**キム・ウォンジュ（金元主）［1978年[2]］

・**「行政法上の義務違反や不履行に対して、行政庁がその事実を一般に公表することにより、それに伴う社会的非難という間接的・心理的強制によってその義務履行を確保しようとする制度」**オ・ヨンシク［2002年[3]］

・**「行政法上の義務の不履行や義務違反に対して行政庁がその不履行又は違反の事実を広く一般に公開して義務者に間接的・心理的圧迫を加えて必要な義務の履行を確保する手段」**キム・ナンチョル［2023年[4]］

（２）広義的定義

広義的定義は、行政上の義務履行確保あるいは制裁的手段としてのみでなく、いわゆる情報提供的公表も含めた定義をするもので、次のようなものがある。

・**「本来不特定多数人に一定の事実を知らせる行為」**キム・チファン［2004・2005年[5]］

・**「行政が行政上の利益と関連して何らかの見解や事実の判断を告知すること」**イ・

（２）　김원주（キム・ウォンジュ：金元主）「「行政上　公表」의法的問題」『ソウル大学校法学』18巻２号（1978年）97頁。著者は当時、慶北大学助教授。

（３）　오용식（オ・ヨンシク）「行政上 公表와 관련한 몇가지 檢討（行政上の公表に関連するいくつかの検討）」『法制』2002年９月（法制処）102頁。著者は当時、法制処経済法制局書記官。本稿では法制処のサイト（https://www.moleg.go.kr/）に載っていた同論文のhwp形式の文書を参照した。

（４）　김남철（キム・ナンチョル）『행정법 강론（제９판）（行政法講論、第９版）』（博英社、2023年）530頁。著者は当時、延世大学教授。

（５）　김치환（キム・チファン）『행정집행법제의 개선방안 연구 - 새로운 행정상 실효성 확보수단을 중심으로（行政執行法制の改善方案の研究－新しい行政上の実効性確保手段を中心として）』（韓国法制研究院、2004年）23頁、同「행정상 공표에 있어서 실효성확보와 권익보호의 조화（行政上の公表における実効性確保と権益保護の調和）」『土地公法研究』26号（韓国土地公法学会、2005年）256頁。著者は当時、韓国法制研究院副研究委員。

サンチョン［2010年[6]］

- **「行政庁が自ら確保した情報を直接又はインターネット、新聞、放送などの媒体を通じ、不特定多数人が知ることができるように外部的に表示する行為」**キム・ヒェソン［2014年[7]］
- **「行政機関が確保した情報につき直接又はインターネット、言論等のメディアを通じて一般国民あるいは一定地域の住民など不特定多数人に一定の事実を知らせる行為」**キム・ソンウォン［2021年[8]］

（３）議論の焦点

広義的定義をする文献も制裁的公表（実効性確保手段としての公表）の諸論点を扱うことが一般的であるし、狭義的定義をする文献もいわゆる情報提供的公表が別の存することを前提としている[9]。

２.２　公表の分類

（１）公表主体による分類

「行政上の公表」を広義的に定義する場合には、私人が法律により義務付けられて行う公的事項の公表も、これに含めることがある[10]。例えば、［建築物の分譲に関する法律］９条２項は、販売広告が販売内容と異なるとして分譲事業者が建築許可権者から是正命令を受けたときは、当該分譲事業者は、命令を受けた日から10日以内に、受けた命令の内容と訂正する事項を大統領令で定めるところにより公表しなければならないと規定している[11]。

この「公表命令に基づく私人による公表」を「行政上の公表」に含めない見解も

（６）이상천（イ・サンチョン）「情報化社會에서의 公表（情報化社会における公表）」『외법논집（外法論集）』（韓国外国語大学法学研究所）34巻２号（2010年）130頁。著者は当時、東亜大学副教授・弁護士。

（７）김혜성（キム・ヒェソン）「행정상 공표의 법적 쟁점－행정의 실효성 확보수단으로서 위반사실의 공표를 중심으로（行政上の公表の法的争点－行政の実効性確保手段としての違反事実の公表を中心として）」『法制』（法制処）2014年２月、102頁。著者は当時、ソウル行政法院判事。

（８）김성원（キム・ソンウォン）「제재적 공표의 처분성에 관한 법적 문제（制裁的公表の処分性に関する法的問題）」『일감법학（日鑑法学）』（建国大学校法学研究所）49号（2021年）202頁。著者は当時、圓光大学教授。

（９）オ・ヨンシク・前掲３）９頁。

（10）キム・チファン・前掲５（2004））29頁、同・前掲５（2005））260～261頁、イ・サンチョン・前掲６）131頁。

（11）同法の例示については、イ・サンチョン・前掲６）131頁を参照した。ただし、当時の論文において引用する条文は現行規定に改め、条文の内容を理解しやすいよう用語を補っている。

あり（キム・ヨンジュ［2004年］[12]）、本稿でも、私人による公表は取り上げず、行政主体（行政機関・行政庁）が行う公表について、さらに細分類する。

（２）行政主体が行う公表の性格・目的・内容からの分類

公表について広義的な定義をする文献は、当該公表の性格・目的・内容に応じた分類をする場合に、**①制裁的公表（実効性確保手段としての公表）**、**②情報提供的公表**、**③行政手続上の公表**、**④誘導的公表**といった類型を設定する。

類型は、論者によって、少しずつ異なる。行政手続的公表を独自類型としていないキム・ヒェソン、キム・ソンウォンの論考では行政手続的公表は情報提供的公表の一部となり、誘導的公表を独自類型としていないイ・サンチョンの論考では誘導的公表を情報提供的公表と同義に理解している。ただし、いずれの論者も、主な検討対象は①の制裁的公表である。

一方、狭義的な定義をする文献は、制裁的公表を念頭に置いたものとなっている。

以下では、制裁的公表、情報提供的公表、行政手続上の公表、誘導的公表の順で、各内容を概観する。

（ｉ）制裁的公表（実効性確保手段としての公表）

行政上の義務違反や義務不履行に関わる公表については、これを「制裁的公表」と称する論考と、「実効性確保手段としての公表」と称する論考がある。

「制裁的公表」とする論考は、これを**「行政法上の義務違反又は義務不履行に対してその事実や違反行為者の名簿を一般に公表し、世論に訴えることにより、それに伴う社会的非難という心理的強制により、その義務履行を間接的に強制する性格を有する公表」**（キム・ソンウォン）[13]と定義する。

一方、**「実効性確保手段としての公表」**とする論考は、これを**「行政法上の義務違反又は義務不履行がある場合に、その姓名・違反事実等を一般に公開し、名誉又は信用を侵害するよう脅しをすることにより、行政法上の義務履行を間接的に強制**

(12)　김영조（キム・ヨンジュ）「고액체납자의 명단공개에 대한 법적 검토（高額滞納者の名簿公表についての法的検討」祥明大学社会科学研究所『社会科学研究』19巻（2004年）３頁。著者の執筆当時の肩書が載っていないが、他の記録等によれば、2005年時点では同大学教授であった。この論稿で著者は、「行政上の公表」について、分類はするが、一般的な定義は行っていない。

(13)　キム・ソンウォン・前掲８）203頁。

する手段」（キム・ヒェソン）[14]と定義する。

これら２つの定義に関する内容はほとんど変わらず、制裁に重点を置くか、実効性確保という目的に重点を置くかの違いであって、両者は同一と考えてよいとされる[15]。以下では、「制裁的公表」と表記を統一する[16]。

個別法に基づく制裁的公表については、**①人的事項等名簿の公表、②違反事実の公表、③行政処分事実の公表、④行政指導事実の公表、⑤行政指導に従わない事実の公表**といった類型に分けられる。それぞれの例は、次のとおりである[17]。

①人的事項等名簿の公表

・国税等の高額・常習滞納者名簿の公開（国税徴収法114条、関税法116条の２、地方税徴収法11条等）

・兵役義務忌避者の人的事項・義務不履行の公開（兵役法81条の２）

②違反事実の公表

・保育園等に係る補助金の不正受給した行為に関する違反事実の公表（乳幼児保育法49条の３第１項第３号）

・偽石油製品の製造等の禁止義務に違反した場合の公表（石油及び石油代替燃料事業法39条の２）

③行政処分事実の公表

・農水産物の原産地表示違反に対する処分をした場合における処分事実の公表（農水産物の原産地表示に関する法律９条）

・遺伝子改変農水産物の表示違反に対する処分をした場合における処分事実の公表（農水産物品質管理法59条）

④行政指導事実の公表

・おもちゃなど子供用品で環境有害因子につき危害性が大きいと認めるものの製造業者等に販売中止や回収の勧告をした場合の公表（環境保健法24条６・７

---

(14)　キム・ヒェソン・前掲７）106頁。

(15)　イ・サンチョン・前掲６）134頁。

(16)　日本では、行政指導の実効性確保のために行う公表を含め〈実効性確保手段としての公表〉を定義して、これを〈制裁的公表〉と区別することがある。

(17)　キム・ソンウォン・前掲８）204～206頁を参照し、他の論文等で挙げられているものを参考にして筆者が例示を追加した。

項）

⑤行政指導に従わない事実の公表

・消費者の生命身体財産に危害を及ぼすおそれのある製品について収集等の措置を勧告しても事業者が正当な理由もなくこれに従わない場合のその事実の公表（製品安全基本法10条１・２項）

上記のうち、④と⑤は、義務履行確保のための公表とは異なるように見える。これについて、近年［2023年］の論考で、シン・ホウンは、日本の（とくに自治体における）〈行政指導不服従事実の公表〉と比較した上で、韓国法における行政指導関係の公表規定は、概して法的義務を前提とした勧告とこれに従わない場合に公表をする構造をとっていると指摘している(18)。

（ⅱ）情報提供的公表

情報提供的公表の定義は、論者によって異なる。

例えば、これを、**「公表のうち制裁としての性格を有しないもの」**（キム・チファン(19)）、**「行政が一般大衆に情報を提供する手段」**（イ・サンチョン(20)）あるいは**「行政手続としての公表として制裁的性格のないもの」**（キム・ヒェソン(21)）と、広く定義するものがある。

一方、「行政手続上の公表」の類型を設定する文献は、情報提供的公表を**「公的利益と関連した、ある見解あるいは事実に対する判断で、それが誰とも個別的・具体的な利害関係を結ばない中立的な内容の公表」**（キム・ソンウォン(22)）と定義する。

（ⅲ）行政手続上の公表

ここでいう**「行政手続上の公表」**とは、**行政手続の一環として行われる公表**のことをいう（イ・サンチョン(23)）。行政手続法19条の処理期間や同法20条の処分基準の

(18)　신호은（シン・ホウン）「「행정절차법」상 위반사실 공표 관련 법적 쟁점（「行政手続法」上の違反事実公表に関連する法的争点）」『法制』（法制処）2023年９月、94～95頁。著者は当時、淑明女子大学講師。ただし、義務を前提としない行政指導不服従に対する公表は「ほとんどない」とも述べているため、そうした公表制度が皆無というわけではないようである。この義務を前提としない公表は、韓国では、誘導的公表と位置付けられよう。

(19)　キム・チファン・前掲５（2004））31頁、同・前掲５（2005））262頁において制裁的公表と情報的公表の２区分をする記述部分の内容をまとめた。

(20)　イ・サンチョン・前掲６）137頁。

(21)　キム・ヒェソン・前掲７）106～107頁。

(22)　キム・ソンウォン・前掲８）203頁。

公表がその例である[24]。これらの公表は、行政の実効性確保手段としてではなく、今後の展開される行政現象に対する法的予測性を付与する行為である[25]とされる。

（iv）誘導的公表

誘導的公表とは、**「国民に情報を提供して、何らかの行動をするようにし、又はしないようにするような機能をする公表」**（キム・ヒェソン、キム・ソンウォン[26]）をいう。その例として、食品衛生法47条の２の規定による食品接客営業者の衛生状態の等級の指定結果の公表が挙げられる[27]。

誘導的公表は、義務違反を前提としない点で制裁的公表と区別され、公表の相手に特定の行為をするように、又はしないように誘導する役割を持つ点で情報提供的公表と異なると指摘される[28]。

そしてこの誘導的公表は、次の**①特定の事実関係に関する情報の公表、②危険防止手段としての公表（公的警告）、③事前配慮手段としての推奨的公表（勧告）**を全て含むものとされる[29]。

①　特定の事実関係に関する情報の公表

科学的・経験的事実関係に関する情報だけで価値評価的色彩のない公表をいう。

②　危険防止手段としての公表（公的警告）

直接的に一定の行為をすることを命令することはないが、事実関係の情報を与え、併せて警告を発する方法により、一定の行為を間接的に誘導するための公表をいう。

---

(23)　イ・サンチョン・前掲６）132頁。

(24)　韓国の行政手続法は、[処分] につき、日本の行政手続法のように、〈申請に対する処分〉と〈不利益処分〉を明確に分けていない。だが、概ね、[処理期間] は日本の〈標準処理期間〉に、[処分基準] は〈審査基準〉と〈処分基準〉を合わせたものに相当する。[処理期間] も [処分基準] も、設定と公表が努力義務ではなく義務規定となっている（義務を解除する例外条項が設けられている）。

(25)　イ・サンチョン・前掲６）132頁。

(26)　キム・ヒェソン・前掲７）107頁及びキム・ソンウォン・前掲８）203頁。両者ほぼ同じ定義をする。

(27)　キム・ソンウォン・前掲８）203頁。

(28)　キム・ヒェソン・前掲７）107頁。

(29)　キム・ヒェソン・前掲７）107～108頁。ほかに、イ・サンチョンは、情報提供的提供を、①単純な事実関係情報の公表、②事前配慮手段としての推薦的公表、③危険防止手段としての公的警告の３つに分類していて（イ・サンチョン・前掲６）138頁）、誘導的公表と情報提供的公表を同視している。

③　事前配慮手段としての推奨的公表（勧告）

行政が複数の製品群から数種類の製品を環境にやさしいというように、健康への事前配慮の次元から選択することを推奨するような公表をいう。

（ｖ）各類型の関係

食品衛生法47条の２に規定する衛生状態の等級指定結果の公表は、食品接客業の衛生水準を高める誘導的機能を果たすが、消費者の知る権利の充足という情報提供的機能も、また衛生等級の評価を受けない者は消費者から否定的な評価を受けて結果として事実上の不利益を伴うという点で制裁的な機能も内包すると指摘される(30)。

制裁的公表である国税等の高額・常習滞納者名簿の公開についても、公的関心事に対する国民の知る権利を実現する手段としての情報提供的機能を併せ持つという指摘がある(31)。

このように、実際の行政上の公表は、複数の目的・機能を併せ持っていると考えられる。

２．３　制裁的公表の法的性質

以下では、制裁的公表に関する諸論点の学説・判例を概観する。まず、制裁的公表の法的性質について、それが事実行為であることについて学説は一致しているが、それが**権力的事実行為**であるのか、**非権力的事実行為**なのかについては、見解が分かれる。

（１）非権力的事実行為説

非権力的事実行為説は、公表それ自体には何の法的効果もなく、行政庁が優越的な立場で命令したり、強制的な作用をしたりするものではないことを理由とする(32)。公表がなされればそれ自体で終了し取り消すという概念を生じさせず、また、公表によって全ての人に同じような制裁的効果をもたらすわけではないし、公表による受忍義務の対象を想定できないことも非権力的事実行為説の理由となっている(33)。

---

(30)　以上につき、キム・ソンウォン・前掲８）203頁の脚注６）による。
(31)　キム・ヨンジュ・前掲12）３頁。
(32)　キム・ナンチョル・前掲４）530～531頁。
(33)　キム・ヒェソン・前掲７）110～111頁。

（２）権力的事実行為説

権力的事実行為説は、公表行為が行政により一方的に行われ、そのため名誉、信用又はプライバシー権が毀損されるため、事実上の侵害効果が生じることを理由とする[(34)]。

（３）公表決定通知可否区別説

この公表決定通知可否区別説というのは、公表の決定が被公表者に通知されるか否かで区別をし、①通知される場合は、通知行為は行政行為の性質を有し、それに基づく公表行為は単純な事実行為と解し、②通知されない場合は、公表が行政によって一方的に行われ、それによって事実上の名誉等の侵害状態が生じるので、権力的事実行為であるとするものである[(35)]。この見解は、通知がある場合には通知行為部分に権力性を、通知がない場合は公表自体に権力性を認めるので、（ⅱ）の権力的事実行為説として位置付けられることがある[(36)]。

２．４　制裁的公表における法的根拠の要否

（１）学説

行政手続法上の違反事実公表に関する手続規定のほか、現在でも、個別法による公表規定以外に、制裁的公表の根拠法となる一般法規定は存しない。

そこで、制裁的公表に対する法的根拠の要否が論点となる。学説は、**①不要説（消極説）**、**②必要説（積極説）**、**③折衷説**に分けられるといわれる[(37)]。

不要説は、公表が直接的な法的効果を発生させず、関係者の権利利益に変動をもたらさないことを理由とする。伝統的学説はこの不要説に立っていたとする指摘もかつてはあった[(38)]が、近年の文献では不要説を明示的に採用する見解は見られないと

(34)　イ・サンチョン・前掲６）135頁。同氏は、かつて公表は非権力的事実行為説であったが、情報化社会の進展によって強力な制裁手段となったことを指摘したうえで、権力的事実行為説に立つとしている。また、キム・ヨンジュ・前掲12）４～５頁も参照。同氏は、税の高額・常習滞納者の名簿公開について、行政庁が一方的に名誉やプライバシーを侵害するものなので権力的事実行為であるとする。

(35)　박균성（パク・キュンソン）『행정법강의 제７판（行政法講義、第７版）』（博英社、2010年）426～427頁。筆者が確認した版は、この第7版であるが、キム・ソンウォン・前掲８）207頁の脚注15）において、パク著の第13版（2016年）410頁として引用されている。パク氏は現在、慶熙大学名誉教授。

(36)　キム・ヒェソン・前掲７）109頁。

(37)　キム・ヒェソン・前掲７）111～112頁。

(38)　オ・ヨンシク・前掲３）11～12頁。

している[39]、不要説を類型に挙げない論考もある[40]。

必要説は、制裁的公表の現実的機能や、さらに相手方の人格権・プライバシー権などの基本権を侵害するおそれから、原則的に法的根拠を要すると解するもので、今日の多数説と考えられている[41]。公表の法的性格について非権力的事実行為説に立つ論者も、公表の内容等が私人の人格や私生活に深刻な影響を及ぼすようなものについては個別的に判断して法律の根拠が必要とされる場合があると解している[42]。ただし、必要説といっても、②ａ義務賦課条項で足りるとする見解と、②ｂ義務賦課条項とは別に公表の根拠規定が必要であるという見解に分かれる[43]。前者（②ａ）は、不要説に近かろう。

折衷説は、公表の相手に及ぼす効果につき、授益的なものは根拠不要、侵害的なものは根拠必要とするものである[44]。また、公表事実の内容や、相手の権利・利益に対する究極の侵害内容・程度などを考慮して具体的に判断しなければならないとする**個別具体説**を折衷説とは別の学説として挙げるものもある[45]。

（２）判例

本件に関する判例として挙げられることがあるのが、大法院1993年11月26日宣告93卜（ダ）18389判決である。この事件は、［国土利用管理法］に違反して不動産投機をした者の名簿を公開したことに対して、原告が不実の公表であるとして民法に基づく不法行為による損害賠償請求をした事案である。大法院は、こうした名簿の公開について法律に具体的な根拠規定がないにもかかわらずそのことについて何らの判断もせず、内容的側面から当該公表行為の違法性の有無を判断した。そこで、同判決から判例は法的根拠不要説に立つとする理解するものがある一方、同判決は法的根拠の要否について判断したものではないとする見解もある[46]。

なお、同判決は、行政上の公表に関する違法性阻却について私人による公表と比

(39)　キム・ヒェソン・前掲７）111頁。
(40)　キム・ヨンジュ・前掲12）５～６頁。
(41)　キム・ヨンジュ・前掲12）５頁。
(42)　キム・ナンチョル・前掲４）531頁。
(43)　キム・ヒェソン・前掲７）111頁。
(44)　キム・ヨンジュ・前掲12）５～６頁、キム・ヒェソン・前掲７）112頁。
(45)　キム・ヨンジュ・前掲12）５頁。
(46)　同大法院判決の分析については、キム・ヨンジュ・前掲12）６頁、オ・ヨンシク・前掲３）11頁を参照。

べより厳格な基準により審査をしていて、その事実が疑いの余地なく確実に真実であると信じる客観的かつ妥当な確証と根拠がある場合でなければ真実だと信じるほどの相当な理由を認めることができないと判示し、原判決（原告勝訴）を維持して上告を棄却した（国敗訴）。この大法院判決のほかにも、同様の観点から公表の違法性を認めた大法院判決があることから、判例は行政上の公表には慎重な手続を要する立場であると指摘する論考もある[47]。

２．５　制裁的公表の処分性

違法な公表に対しては、民法・国家賠償法による損害賠償・訂正広告の義務付けや、違法な公表行為を行った公務員に対する刑事責任の追及といった、民事的・刑事的な救済のほか、行政訴訟における当事者訴訟の活用が唱えられてきた[48]。ただ、韓国において当事者訴訟はそれほど活用されていないといわれている。そこで、近年の学説は、公表に対する抗告訴訟（取消訴訟）の可否の考察に力を入れているように思われる。

（１）処分性の定式

韓国・行政訴訟法における抗告訴訟（取消訴訟）の対象となる「処分」は、**「行政庁が行う具体的事実に関する法執行としての公権力の行使又はその拒否その他これに準ずる行政作用」**[49]をいう（行政訴訟法２条１項１号）[50]。

ただし、名簿公開に関わる大法院2019年６月27日宣告2018두（ツ）49130判決は、**「行政庁の行為が抗告訴訟の対象になるかどうかは、抽象的・一般的に決定することはできず、具体的な場合に、関連法令の内容と趣旨、その行為の主体・内容・形式・手続、その行為と相手方等の利害関係人が被る不利益との間の実質的な適合性、**

(47)　양원석（ヤン・ウォンソク）「행정절차법상 '위반사실 등의 공표'에관한 소고－당사자 보호를 중심으로（行政手続法上の'違反事実等の公表'に関する小考－当事者保護を中心に）」『行政法学』（韓国行政法学会）26号（2024年）63頁。著者は、当時、韓国外国語大学客員教授。同氏は、同判決に続けて、マッコリに添加できないサッカリンを添加したと試験結果を公表した消費者保護院に対する損害賠償事件（大法院1998年５月22日宣告 97다（ダ）57689判決や、検察官による被疑者の公表に関する損害賠償事件（大法院1999年１月26日宣告97다（ダ）10215、10222判決）を、例示する。

(48)　キム・ヒェソン・前掲７）118～119頁（民事・刑事的救済）、120頁（当事者訴訟）。

(49)　条文訳は、李斗領「韓国における行政裁判所の管轄権の範囲と行政訴訟法（条文）」『立正法学論集』52巻１号（2019年）240頁を参照した。

(50)　行政基本法２条４号、行政手続法２条２号、行政審判法２条１号も、表現は若干異なるが、「処分」につき行政訴訟法とほぼ同じ内容の定義規定を持つ。

法治行政の原理とその行為に関連する行政庁や利害関係人の態度等を考慮して個別に決定しなければならない（大法院2010年11月18日宣告2008두（ツ）167全員合議体判決参照)[51]」とも述べている。

（２）判例

制裁的公表の処分性に関しては、国税高額・常習滞納者名簿と兵役義務忌避者名簿の公開に関わる訴訟において、これを認める判決が現れている。

（ⅰ）国税高額・常習滞納者名簿の公開

（ア）制度の沿革

国税の高額・常習滞納者に対する名簿の公開は、1980年に、国税徴収事務処理規程（1980年２月27日・国税庁訓令862号）に定めが置かれて開始された。だが、こうした法律によらない公開制度にはプライバシー侵害などから多くの批判があり、2003年12月の国税基本法改正（法律7008号。公布日から施行）によって、公表制度が法定化された[52]。

この名簿公開は、2003年から2020年まで国税基本法85条の５に規定されていたが、同制度は、2020年12月の法律17650号（2021年１月１日施行）によって、国税徴収法に移管された（現在は国税徴収法114条)。

（イ）制度の概要

国税庁長は、滞納発生日から1年を過ぎた国税の合計額が２億ウォン以上の場合、滞納者の人的事項及び滞納額等を公開することできる（国税徴収法114条１項本文)。ただし、争訟中その他大統領令で定める場合には、公開することができない（同項ただし書)[53]。

国税庁長は、公開の可否について同庁に設置された国税情報委員会[54]に審議させた後に公開対象者を選定する（国税徴収法114条２項により準用される国税基本法85

(51)　建築法の建築申告の受理拒否行為の処分性を否定していた従前の判例を変更して処分性を認めたものである。

(52)　国税徴収事務処理規程の内容や名簿公開の法定化に関してはキム・ヨンジュ・前掲12）６頁等を参照。

(53)　公開除外事由として国税徴収法施行令105条には、滞納額納付比率が50％以上の場合などが規定されている。

(54)　国税庁の上級公務員８人と法律・会計に関する学識経験者12人の計20人で構成される（国税基本法施行令66条)。

条の５第２項～第４項）。

公開事項は、滞納者の住所・姓名（法人の場合代表者を含む）・年齢・職業・滞納税目・滞納額・納付期限等であり（国税徴収法施行令105条４項）、その方法は、官報掲示、国税情報通信網又は管轄税務署掲示板に掲示する方法による（国税徴収法114条２項により準用される国税基本法85条の５第５項）。

（ウ）事件の概要

本件の事件当時の高額・常習滞納者公開制度は、国税基本法85条の５に規定されていたが、その内容や手続は、現行法と同様であった(55)。

本件では、パジュ（坡州）市で不動産賃貸・売買業を経営していた原告（株式会社）Ａが、2010年１月28日に清算終結登記をした。同社は、付加価値税等を20億ウォン以上滞納していた。同年12月17日、国税庁長は、国税情報公開委員会（現在の「国税情報委員会」）の審議・再審議を経て、国税庁ホームページ及び官報等に、Ａの名称等を含む高額・常習滞納者名簿を公開した（本事件において、これを「本件公開」という）。

Ａは本件公開の取消しを求めて租税審判員審判請求を経て、提訴した。

（エ）判決

ソウル行政法院2011年11月21日宣告2011구합（クハブ）16933判決は、被告・国税庁長側の申立てを斥け、次の理由により、本件公開の処分性を認めた(56)。

①公表により個人の名誉、信用、プライバシー権が制限され、それが権力的事実行為の性格を有すること。

②本件公開が一回限りで終了するのではなく、相当期間公表の状態を持続しながら公表の対象者にこれを受忍することを命令する性格も併せて持っていること。

③上記のような継続性を有する事実行為について、その処分を取り消すことにより、将来に及ぶ人格権の侵害から国民の権利を救済する実益があること。

ただし、同法院は、本案審理において、（α）公開除外事由該当及び（β）比例

(55)　ただし、公開対象となる滞納額は７億ウォン以上、公開除外事由滞納額納付率30％以上等であった。

(56)　本判決については、キム・ソンウォン・前掲８）218～219頁。

原則違反とのAの主張を斥け、請求を棄却した。

（ⅱ）兵役義務忌避者の人的事項等の公開

（ア）制度の概要

兵役法に基づく兵役関係義務につき正当な理由なく忌避するなどをすれば刑事罰を受けることとなるが、2014年12月の兵役法改正によって、兵役義務忌避者の人的事項等の公開制度が新たに設けられた（2015年７月１日施行）。制度の概要は次のようなものである。

兵務庁長は、正当な事由なく兵役判定検査を受けない者等につき、人的事項及び兵役義務未履行事項等をインターネットホームページ等に公開することができる（兵役法81条の２第１項本文）。ただし、疾病、収監等大統領令で定める事由[57]がある場合には、この限りでない（同項ただし書）。

管轄地方兵務庁長は、公開の可否等について、各管轄地方兵務庁に設置されている兵役義務忌避公開審議委員会[58]の議を経て、公開対象者を決定する（同条３項）。

公開事項は、①兵役義務忌避者の姓名、年齢、住所、②忌避日及び忌避要旨、③法違反条項であり（兵役法施行令160条３項）、公開は兵務庁又は管轄地方兵務庁のインターネットホームページに掲示する形式で行われる（同条４項）。

（イ）事件の概要及び下級審判決

「エホバの証人」の信徒である原告ら（Bら）は、2015年７月１日から同年12月31日までの期間中、兵役法で定めた期間内に入営せず、あるいは招集に応じなかった。そこでソウル等の14の地方兵務庁では、兵役義務忌避公開審議委員会の議を経て、公開対象者を決定した。これを受けて兵務庁長は、2016年12月20日、Bらを含む兵役義務忌避者237人に対する人的事項を兵務庁ホームページに掲示した（本事件において、これを「本件公開」という）。なお、兵務庁長は、Bらのうち一部の者にしか本件公開の決定について通知していなかった。

Bらは、2017年３月に、主位的に本件公開の無効確認訴訟を、予備的に本件公開の取消訴訟を提起した。

---

(57)　疾病、収監又は天災地変などにより兵役義務を履行することが困難であるとして兵役義務忌避公開審議委員会が認める場合などである（兵役法施行令160条１項）。

(58)　兵役忌避関連業務をする幹部公務員４人と学識経験者６人で構成する（兵役法施行令161条）。

第一審・ソウル行政法院2018年2月9日宣告2017구합（クハブ）59581判決は、Bらの主位的請求は棄却した。だが、予備的請求については、Bらの一部につき出訴期間徒過を理由に却下したものの、それ以外の原告の予備的請求についてはこれを認容し、本件公開を取り消す旨の判決を下した[59]。原告らが宗教的な良心的兵役拒否をしていて、現に捜査又は刑事裁判を受けている状況にあり、本件では公開をしても原告に兵役義務を履行させるなどの立法目的を果たせず、ただBらの社会的不名誉と苦痛を加える処罰手段としてのみ機能しているだけで、比例原則に違反して裁量権濫用であり違法と認めたものである。なお、この第一審判決文を見ると、被告兵務庁長側は、本案前抗弁として、出訴期間徒過を主張していたが、本件公開の処分性については主張していなかったようである。

これに対し、第二審・ソウル高等法院2018年６月５日宣告2018누（ヌ）38217判決[60]は、被告・兵務庁長の本件公開が処分性を有しないとの本案前抗弁を踏まえ、公開は意思表示を要素とする法的行為ではなく事実行為であり、公開自体では何の効果も発生せず公開の相手方に対して受忍義務も賦課しないので権力的行為だとは見えないとして、本件公開の処分性を否定し、Bらの主位的請求及び予備的請求のいずれも却下すると判決を変更した。ただし、同判決は、地方兵務庁長の公開対象者の決定を処分と解し、その取消訴訟が可能であったとの判示もしていた。

（ウ）大法院判決

大法院2019年６月27日宣告2018두（ツ）49130判決は、本件公開について、次の事項を主な理由として、その処分性を認めた[61]。

①兵務庁長がする兵役義務忌避者の人的事項等の公開は、特定人を兵役義務忌避者と判断し、その事実を一般大衆に公表することで、彼の名誉を毀損し、彼に羞恥心を覚えさせることで、兵役義務履行を間接的に強制しようとする措置として兵役法に基づいてなされる公権力の行使に該当する。

②この公開措置には、特定人を兵役義務忌避者であると判断して彼に不利益を加

(59)　第一審判決については、キム・ソンウォン・前掲８）219頁。

(60)　この高等法院判決については、キム・ソンウォン・前掲８）219～220頁及びシン・ホウン・前掲18）96頁を参照。

(61)　大法院判決については、キム・ソンウォン・前掲８）219～221頁、シン・ホウン・前掲18）96頁を参照。

えるという行政決定が前提にあり、公開という事実行為は行政決定の執行行為と見なければならない。

③ホームページに公開対象者の人的事項等が掲示される場合、彼の名誉が毀損されるため、公開対象者は、自身に対する公開決定が兵役法令で定めた要件と手続を遵守したものかを争う法律上利益がある。…人的事項等が既に公開されたとしても、裁判で兵務庁長の公開決定が違法であることが確認され、取消判決が宣告される場合、兵務庁長は取消判決の拘束力により違法な結果を除去する措置を講じる義務があるため、公開対象者の実効的権利救済のために兵務庁長の公開決定を行政処分として認める必要性がある。もし兵務庁長の公開決定を抗告訴訟の対象となる処分とみなさなければ、国家賠償請求以外には侵害された権利又は法律上利益を救済される適切な方法がない。

まとめると大法院は、①兵役義務履行の間接的強制手段であること、②公開という事実行為の前に特定人を兵役忌避者であると判断して不利益を加えるという行政上決定があること、③実効的権利救済からの処分性を認める必要性から、本件公開の処分性を認めている。なお、大法院は、高等法院が述べていた管轄地方兵務庁長の公開対象者決定については、兵務庁長の最終的な決定に先立って行われる行政機関内部の中間的な決定にすぎないとしている。

ただし、本件では、上告審での係属審理中に、良心的兵役拒否に関する別件の大法院における判例変更（大法院2018年11月１日宣告2016도（ト）10912全員合議体判決）[(62)]が行われ、兵務庁がその趣旨に沿ってＢらの人的事項等に関するインターネットへの投稿を削除していた。このため、この2019年大法院判決では、訴えの利益が消滅したとして、結局のところＢらの上告を棄却（高等法院の訴え却下を維持）している。

(62)　本全員合議体判決にかかわる良心的兵役拒否制度に言及する日本での論考として、①白井京「兵役法と「良心的兵役拒否」めぐる議論」『論究ジュリスト』29号（2019年）196～197頁、②岡克彦「マイノリティ問題に現れた韓国の「積極司法」と憲法適合的解釈のあり方－「良心的兵役拒否」・「トランスジェンダーによる性別変更」の事例を中心に(1)（２・完）」『法政論集』（名古屋大学）298号（2023年）31～57頁、299号（同年）45～68頁、③申鉉昨「韓国における良心的兵役拒否制度化の評価と課題－憲法裁判所の2018年判決と人権的・憲法的観点からの議論を中心に」『立命館国際研究』36巻４号（2024年）209～233頁を参照。

（３）公表の処分性に関する近年の議論状況

制裁的公表には多様なものがあることから、処分性の有無を一律に判断することはできないと考えられる。だが、少なくとも上記2019年大法院判決などによって、法定の名簿公開については、判例上、処分性を認める場合があることが明らかとなった。

近年の大法院判決は、処分性の判断要素に**「相手方の認識可能性と予測可能性」**を加えたり、上記2019年大法院判決のように**「実効的権利救済」**を理由に挙げるなどして、抗告訴訟（取消訴訟）における処分性を、2020年代以降とくに、広く認定するようになっていると指摘されている(63)。

そこで、**公表の受忍義務性、公表の継続性、救済の必要性**といった観点から、公表について処分性を認める考え方は、近年強まってきている感がある。

もっとも、公表の処分性について学説は、古くはキム・ウォンジュ［1978年］の論文当時から救済という観点でこれを論じている。同氏は、行政上の公表は普通の意味での行政処分とはいえないが、行政訴訟が可能と理解することが同法１条の精神に合致すると述べていた(64)。

一般的に、公表の法的性格につき権力的事実行為説や公表決定通知可否区別説に立つ見解からは、公表の処分性を肯定する見解に立つことになろう(65)。非権力的事実行為説に立つ見解は、公表に法的効果を認めずに処分性を否定する見解をとる(66)ことが多いと思われるが、他の救済手段がない場合には公表自体を争えるとしたり、公

(63)　この「相手方の認識可能性と予測可能性」という要素は、公企業における入札参加資格制限措置の処分性を認めた大法院2018年10月25日宣告2016두（ツ）3353判決に登場して一般論にまで定着してきていると指摘されている。배상준（ペ・サンジュン）「대법원에 의한 처분개념 확대와 처분성 판단의 주관적 요소에 관한 고찰-인식가능성과 예측가능성, 권리구제의 필요를 중심으로（大法院による処分概念の拡大と処分性判断の主観的要素に関する考察 －認識可能性と予測可能性、権利救済の必要を中心に）」『法学論攷』（慶北大学法学研究院）85号（2024年）143～185頁を参照。著者は、当時、憲法裁判所憲法研究官兼憲法裁判研究院教授。

(64)　キム・ウォンジュ・前掲２）106～107頁。当時の行政訴訟法1条は「行政庁又はその所属機関の違法に対するその処分の取消し又は変更に関する訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟手続は、本法による。」という日本の現行〈行政事件訴訟法〉１条と同様の規定であったので、「立法目的」ではなく「立法精神」と述べていると考えられる。なお、韓国の行政訴訟法は1984年改正によって第１条は趣旨規定から目的規定に変更し、「国民の権利利益侵害の救済・公法上の権利関係及び法適用に関する争いの適正な解決を目的とする」と定めて現在に至っている。

(65)　イ・サンチョン・前掲６）136頁。学説を整理するキム・ソンウォン・前掲８）216頁も参照。

(66)　キム・ヒェソン・前掲７）119～120頁。

表を形式的行政処分と理解して処分性を認めたりするなどといった理由から、その処分性を認める見解をとりうる[67]。だが、上記2019年大法院判決以降も、公表の処分性について、学説は固まっていないと考えられる[68]。

（４）公表を抗告訴訟で争おうとする場合の他の論点

仮に公表に処分性を認めても、公表をすることによって当該行為は完了するので、訴えの利益は消滅するという見解がある[69]。これに対し上記2019年大法院判決は、取消判決の拘束力により違法な結果を除去する措置を講じる義務があると述べている[70]。公表行為に処分性が認められる場合には、公表によりそれのみで直ちに訴えの利益が消滅するということにはならないものといえよう。

３　行政手続法における「違反事実等の公表」規定

３．１　「違反事実等の公表」規定の制度化の背景と法整備の経過

（１）背景

改正法の提案当時、違反事実等の公表に関しては81の法律に規定があったものの、公表前の当事者による意見提出の手続は29法律のみが規定しているなど、個々の法律ごとに公表に関する手続が異なって規定されていた[71]。だが、違反事実等の公表が一度行われると、公表された当事者はその権益の侵害を回復することが難しい

(67)　学説をまとめたものとしてキム・ソンウォン・前掲８）216頁。本文は、これに、キム・ナンチョル・前掲４）532頁において自説に対する反対説として公表に処分性を認める見解の整理をした部分も付け加えた。

(68)　例えば、キム・ナンチョルは、取消訴訟よりも国家賠償請求によるのが現実的であり、そのうえで公表によって侵害された名誉や信用を回復するための公法上の結果除去請求権の法理に基づく当事者訴訟によって公表の撤回や名誉回復措置を講じるべきなどとする（前掲４）531～532頁）。キム・ソンウォンも、公表の影響・程度はその内容を知った者の認識や判断如何で左右されるため、処分性の定式に照らして処分性を持つとは解しにくく、①高額・常習滞納者や兵役義務忌避公開の制度のように法令上の義務を間接的に強制する措置として機能するものや、②公表後に不利益処分や罰則の賦課あるいは公表にとどまらない行政上の措置が予定されているものにつき、実効的権利救済の観点から処分性が認められるとする（前掲８）222～223頁）。シン・ホウンは、①公表後に法律上の義務が課されたり、②公表したこと要件として不利益処分が課されたりするような場合、公表が非権力的事実行為であっても法的効果を伴うとして処分性を認める（前掲18）100～102頁。ただし、①の例はほとんどないとする）。

(69)　キム・ヒェソン・前掲７）120頁。

(70)　高額・常習滞納者の名簿公開に関する判決の拘束力・結果除去請求権に関する指摘は、キム・ヨンジュ・前掲12）16～17頁。

(71)　第390回国会第１次行政安全委員会（主席専門委員・정성희（チョン・ソンフィ））『行政手

ため、慎重に公表可否を決定する必要があるところ、制裁的公表に対して行政手続法の意見提出手続が適用されるか明確ではなく、個別の法律で意見陳述や疎明資料提出などの事前救済手続を規定する必要があったことから、国民の権益を保護するために公表の手続を統一的に規定しようとしたものである[72]。従前の学説や、公表に慎重な手続を求める判例（前記２.４（２）参照）が改正法整備の背景にあると言われている[73]。

（２）法整備の経過

違反事実等の公表規定を含む行政手続法一部改正法律案は、政府が、2021年４月９日に国会に提出した。他の３件の議員立法による法改正案を一本化した代替案が、同年12月９日原案可決され、改正法律は2022年１月11日に公布された（法律18748号）[74]。公表制度に係る改正規定は、公布の日から６月後（2022年７月12日）に施行され（改正法附則１条本文）、同日以後に公表を行う場合から適用することとされた（同附則５条）。

３.２　行政手続法の内容

行政手続法に追加された関係規定は、次のとおりである[75]。以下この３.の節で「本条」と表記することがある。

第40条の３（違反事実等の公表）①　行政庁は、法令に基づく義務に違反した者の姓名・法人名、違反事実、義務違反を理由とした処分事実等（以下「違反事実等」という。）を、法律で定めるところにより、一般に公表することができる。

②　行政庁は、違反事実等の公表をする前に、事実と異なる公表によって当事者の名誉・信用等が毀損されないように、客観的で妥当な証拠と根拠があるかどうかを確認しなければならない。

③　行政庁は、違反事実等の公表をするときは、事前に当事者にその事実を通知

続法一部改正法律案検討報告』（2021年８月）41頁。

(72)　『行政手続法一部改正法律案検討報告』・前掲71）41～42頁。

(73)　ヤン・ウォンソク・前掲47）64～65頁。

(74)　法改正の経過は、国会の議案情報システム（https://likms.assembly.go.kr/bill/main.do）のウェブサイトを参照した。

(75)　翻訳については、田中訳・前掲１）337頁を一部見直した。

し、意見提出の機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

１．公共の安全又は福祉のために緊急に公表する必要がある場合

２．当該公表の性質上、意見聴取が著しく困難であり、又は明らかに不要であると認められる正当な理由がある場合

３．当事者が意見陳述の機会を放棄するという意思を明らかにした場合

④　第３項の規定により意見提出の機会を受けた当事者は、公表前に管轄行政庁に書面若しくは口頭又は情報通信網を利用して意見を提出することができる。

⑤　第４項による意見提出の方法と提出意見の反映等に関しては、第27条及び第27条の２を準用する[(76)]。この場合において、「処分」とあるのは、「違反事実等の公表」とする。

⑥　違反事実等の公表は、官報、公報又はインターネットホームページ等を通して行う。

⑦　行政庁は、違反事実等の公表を行う前に、当事者が公表に関連する義務の履行、原状回復、損害賠償等の措置を終えた場合には、違反事実等の公表を行わないことができる。

⑧　行政庁は、公表された内容が事実と異なることが明らかとなったり、公表に含まれた処分が取り消されたりした場合には、その内容を訂正し、訂正した内容を遅滞なく当該公表と同じ方法で公表された期間以上公表しなければならない。ただし、当事者が希望しない場合は、公表しないことができる。

本条３項本文の事前通知に関しては行政手続法施行規則12条の３が、本条５項の提出意見については同法施行規則10条１項が、様式（直訳「書式」）を定めている。

(76)　行政手続法27条は、当事者に義務を課したり権利を制限したりする処分をする前に行う意見提出について定める。この意見提出の手続は、日本の〈行政手続法〉における〈弁明の機会の付与〉の手続に概ね相当する。意見提出に際して証拠資料等を添付できること（同条２項）、口頭による意見提出にあって書面で陳述要旨等を記録すること（同条３項）等が規定されている。また、同法27条の２は、行政庁はその提出意見に理由があるときはこれを反映させなければならないこと（１項）、意見を反映させずに処分をするときに当事者において処分があることを知った日から90日以内に理由の説明を要請したときは原則書面でその理由を説明しなければならないこと（２項）を定めている。

３.３　本条及び個別法の問題点・論点

（１）本条の問題点・論点

（ⅰ）対象となる「違反事実等の公表」の範囲

第一に、**法定の公表制度のどれが、本条の「違反事実等の公表」に当たるか**が明確ではない。行政手続法を所管する行政安全部は、この**「違反事実等公表」**につき**「法令上の義務違反を前提とした制裁的性格を有する公表に限られ、法令上の義務違反が前提でない場合や、単に国民に情報を知らせる情報提供的機能の公表は該当しない」**とする(77)。これは、本条の公表を（講学上の）制裁的公表であると解しているものであろう。だが、誘導的公表の類型である公的警告についても、それが制裁的効果をもつ場合には、本条の適用や準用を議論する必要があると指摘されている(78)。

（ⅱ）公表手続選択に関する行政庁の裁量の広範性

本条の公表手続は、①緊急公表（本条３項ただし書）、②公表免除（本条７項）、③一般公表（本条１項）、④訂正公表（本条８項）の４種に区分され、どの手続を選択すべきかの判断が必要になる。だが、①緊急公表の場合、当事者の権利保護に優先する公共の安全又は福利が必要な事案であるか否か、②公表免除の場合、当事者が公表免除のための措置を終えたか否か、③一般公表の場合、当事者の疎明にもかかわらず公表が必要な事案であるか否かを判断しなければならないかにつき、行政庁が決定するよう規定する。**こうした広範な裁量権について濫用のおそれが指摘されている(79)**。また、これらの裁量権行使に関する基準や手続につき、行政手続法施行令や同法施行規則に規定がなく不備であり問題であるとされる(80)。

（ⅲ）事前措置の保護等の不十分性

違反事実等の公表に係る処分に関しては事前手続があるものの、処分前に調査等を実施する場合に、こうした事前措置が報道されることがある。その報道の影響・被害は違反事実等の公表に劣らない。こうした、処分前の事前措置の公表について

(77)　행정안전부（行政安全部）『행정절차제도 실무편람（行政手続法実務便覧）』（同、2022年）278頁。
(78)　シン・ホウン・前掲18）92頁。
(79)　ヤン・ウォンソク・前掲47）76頁。
(80)　ヤン・ウォンソク・前掲47）76～77頁。

は、本条は適用されないが、そのことが事前措置公表をかえって正当化するおそれがある[81]。また、公表前の意見提出の機会は、公表の当事者に限られているが、利害関係人の保護規定がないことも問題であるとされている[82]。

（２）個別法の問題点・論点

本条の整備とともに、次の事項が問題として指摘されている。

（ⅰ）「公表事項＝違反事実等」の不明確さ

第一に、個別法の公表には、本条１項の違反事実等（違反者名、違反事実、処分事実等）が明確でないものがある[83]。統一も取れていない。社会関係長官会議[84]『名簿公表制度運営改善方案』（2022年３月23日）によれば、調査対象の47件中、公表対象者の違反行為のみを公開するものが13、違反事実と処分事実を公表するものが34であったとしている（３頁）。

（ⅱ）公表方式の不統一

第二に、公表の方式についてである。本条６項は、官報・公報・インターネット等と例示する（新聞・放送を挙げる個別法もある[85]）。行政安全部は、官報は永久の記録が残ることから、公表期間が限定的である場合のように今後削除する必要があるものについては、官報以外の公報やインターネットによる公表を勧めている[86]。だが、個別法による公表の方式の定め方は不統一であり[87]、しかも、上記『名簿公表制度運営改善方案』によれば３件では公表の方式を定めていない（２頁）。

（ⅲ）公表期間の不明示等

第三に、本条８項は訂正公表の期間を取り消された公表の期間と同じ期間以上としているが、公表の期間を定めていない法律もある。上記『名簿公表制度運営改

(81)　ヤン・ウォンソク・前掲47）77～78頁。
(82)　ヤン・ウォンソク・前掲47）78頁。
(83)　シン・ホウン・前掲18）102頁は、［障害者雇用促進及び職業開発法］27条7項・29条３項が、政府機関や企業における障害者雇用義務の履行が著しく不振なときにその内容を公表することができると規定するものの、具体的な公表事項を規定していないことを挙げている。
(84)　社会分野の11の部処（企画財政部、教育部、行政安全部、保健福祉部、環境部、雇用労働部、文化体育観光部、女性家族部、国民権益委員会、個人情報保護委員会、食品医薬品安全処）で構成される。
(85)　水道用資材の認証に係る違反に対する公表（水道法14条の５・14条の６）。公表の方法については、水道法施行令24条の６で規定されている。
(86)　行政安全部・前掲77）282頁。
(87)　シン・ホウン・前掲18）103頁。

善方案』によると公表期間を明示する制度は23件・約５割にとどまっている（２頁）[88]。

（iv）事前救済手続の脆弱さ

さらに、『名簿公表制度運営改善方案』によれば、公表の事前手続として、名簿公表の可否や公表の範囲等を審議する委員会を設置・運営するものが17件（36％）、異議申立・事前通知・疎明機会付与を定めるものが26件（55％）となっている（３頁）。

（３）改善案

上記の問題を踏まえて、次の改善提案がなされている。

まず、本条（行政手続法40条の３）の公表制度の改善として、①行政庁の広範な裁量を統制するため、公表やその免除、また訂正公表の可否の決定に当たり、外部**専門家の参加**を図ること、②**法施行令や施行規則により具体的な手続**（①の専門家の参加手続を含む）**を規定**すること、③**事前意見提出権者を利害関係者に拡大**すること、④違反事実等に関する**事前措置（調査）の公表についても本条の公表に含めるようにする**こと、⑤裁判所による事前の救済が困難であるという観点から、（筆者注、公表差止めの）**仮処分制度を導入すること**が提案されている[89]。

次に個別法について、上記（２）の各問題点を是正するよう、①公表事項の具体化、②公表方式の統一化、③公表期間の明示をすることが提言されている。

なお、上記『名簿公表制度運営改善方案』では、①大まかではあるが『名簿公表運営ガイドライン（例示案）』を示して、（a）「名簿公表運営審議会」を通じた公表当事者の権益と国民の知る権利及び公益との比較衡量の検討、（b）公表の周期・時期の統一化、（c）公表方式はホームページ公開を原則とすることなどを示している（４～７頁）。

---

(88) シン・ホウン・前掲18）103～104頁。

(89) ヤン・ウォンソク・前掲47）78～83頁。韓国では、2023年10月24日、**［特定重大犯罪被疑者等の身上情報公開に関する法律（重大犯罪身上公開法）］**が制定・公布された（2024年１月25日施行）。同法は内乱罪、性犯罪等の法定の重大犯罪に関して、捜査及び公判の段階における被疑者又は被告人の個人情報開示について定める。重大犯罪における被疑者情報の公開を目的としているが、公開の要件や被疑者等の意見提出機会などを規定した手続保障がなされている（なお、麻薬使用嫌疑で警察の調査を受けたことが報じられた芸能人による近年の自死事件が同法制定の背景にあったと考えられる）。同論文の著者による事前調査の公表を違反事実等の公表に加えるという考え方は、同法に示唆を得ている（同論文81～82頁）。

４　おわりに

韓国における行政上の公表は、儒教文化と体面を重視する文化の下で、刑罰ではないが効果的な制裁手段であると考えられていて[(90)]、個別法が整備されてかなり多用されている。行政手続法による公表手続の一般法規定も整備された。現行法制には、３.３で見たように問題はあるものの、公表の要件・手続の規定内容やこれに対する改善提案は、日本法の参考になるように思われる。

著者が確認した限りでは、個別法の整備は、『名簿公表制度運営改善方案』で示した2023年中に対応するという計画（19頁）ほどには進んでいないようである。だが、行政機関自身がこうした問題の把握と改善方案を提示していることは、評価してよいだろう。

本稿の考察を、今後、日本法制の考察に、つなげていきたい。

＊　本稿は、JSPS科研費23K01099の成果の一部である。

(90)　オ・ヨンシク・前掲３）９頁。